



## 専決処分の報告について

- 1 事故の発生 平成29年2月17日(金)午後4時30分頃、板橋区立桜川中学校校庭において行われていた同校野球部の部活動中、ノックを打ったボールが防球ネットを越え、同校北側に所在する住宅の窓ガラスを破損した。
- 2 示談の相手方   

- 3 示談成立年月日 平成29年3月10日
- 4 示談金額 金47,520円
- 5 示談の処理 区は、本事故による損害額に当たる金額を被害者に支払うこととし、今後、区と被害者の間に、書面に定めるほか何ら債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。
- 6 支払い 平成29年3月15日、全額を被害者に支払った。  
なお、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補てんされる。